

令和3年度第6回総会（月例）議事録

日 時	令和3年9月28日（火） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （12名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 岩元 節朗 園山 一則 弟子丸 宗一 堂免 修 鳥丸 俊秀 永尾 寛 室屋 智美 横峯 明人
招集外委員 （7名）	有村 浩一 上四元 正昭 豊留 辰男 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新地 支局主任 今吉 専門員 矢崎 主 査 水盛、帖地、安樂、有村 主 事 塩田 主 任 鮫島、山本、西、平川
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 裁判所から照会のあった農地等の現況について 2 法務局から照会のあった農地等の現況について 3 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 6 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 7 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議

長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第6回総会を開催いたします。

今回の総会は、事前にご案内したとおり、鹿児島市が令和3年8月18日付けで新型コロナウイルス感染拡大に伴うまんえん防止等重点措置の対象地域に指定されたことから、出席委員を縮小し、また、開催時間を短縮するため、議案の発表は行わず、補足説明のみ事務局から行うこととします。さらに、報告事項につきましては、お目通しいただくことをもって報告とさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中12人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、仮屋委員、鳥丸委員をお願いいたします。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題4.「非農地認定に関する件」及び議題5.「農地利用変更届出に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～2 ページ 6 件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」6件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題2. 農地転用事業計画変更に関する件 3 ページ 1 件	
議 長	<p>次に、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。補足説明があります。伊敷支局お願いします。</p>
伊 敷 支 局	<p>番号1号、施設：太陽光発電577.00㎡通路等803.00㎡（事業計画に変更なし）申請事由：当初計画では、現状のまま利用する計画であったが、切土盛土による造成が必要となったため。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、当初、太陽光発電施設を造成などの開発行為を行わず、現状の地形のまま利用する計画でありましたが、周辺農地の耕作者等から開発行為を行っているとの相談があったため、現地調査を行い、転用事業者へ確認したところ、当該地は段差があるため切土盛土により一部平坦にして、太陽光発電施設を設置したいという申し出がありました。</p> <p>そのため、開発許可の有無を土地利用調整課へ相談すること、及び事業計画変更申請書を提出するよう指導を行いました。</p> <p>さらに、すでに工事に着工していたため、顛末書の添付も求め、提出させました。</p> <p>申請人には計画変更を行う場合は、事業計画の変更承認を受けなければならないこと、また、今後このようなことがないよう指導いたしました。なお、切土盛土を行うため、被害防除計画も変更させ、周辺農地への被害が及ばないように、被害が生じた場合は、誠実に対応するよう改めて指導を行いました。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、つきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</p> <p>4ページ～10ページ 23件</p>		
議	長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>補足説明があります。伊敷支局お願いします。</p>
伊 敷 支 局		<p>7ページ、番号11について、図面で説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約3.9km、伊敷支所から西へ約5.6kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。申請人は、土木建築業を営む法人で、現在の事務所等が手狭になったことから、今回、県道に面した申請地を取得するものです。</p> <p>農地は5筆あり(図示)、農地の面積は3,047㎡です。隣接する山林と一体利用し、総面積は、3,340㎡となります。</p> <p>利用計画では、西側の県道から出入りし、県道側に事務所1棟、その北側に駐車場650㎡があり、軽自動車8台、4トンユニック2台等を駐車します。</p> <p>東側には資材置場があり、砂60㎡、砕石60㎡、型枠材90枚、下側にアルミ残材、足場材などの置場として1,000㎡を利用します。その他転回場等として1,600.57㎡の利用となっています。</p> <p>事務所を1棟建築しますが、市街化調整区域ではない部分(図示)に建築しますので、都市計画法第43条の許可は不要となっています。</p> <p>周囲へは影響の無いように土留めを行うとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、吉田支局お願いします。</p>
吉 田 支 局		<p>8ページ、番号15について、補足説明します。</p> <p>譲渡人は、平成31年4月26日付けで3条許可を受けて、申請地を耕作していましたが、その後病気になり、現在も入退院を繰り返している状態で、家族も介護などのために当該地の耕作を続けられなくなり、他に耕作してくれる人を探しましたが見つからなかったため、やむを得ず宅地に転用することになりました。との理由書が提出されています。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、松元支局お願いします。</p>

松元支局	<p>9ページ 番号20について補足説明をします。</p> <p>申請地は、隣接する宅地と一体利用し、宅地の一部と農地部分においては、建売住宅2棟を建築し、残りの宅地部分に、2区画の宅地分譲を行う計画です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、郡山支局お願いします。</p>
郡山支局	<p>10ページ番号23につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、支所から北東へ約2.2kmに位置する第2種農地のその他農地に該当します。</p> <p>申請人は、令和3年5月、申請地に、住宅への通路を整備しました。</p> <p>その際、農地転用の許可が必要であることを知らずに工事を行ったため、今回、始末書添付のうえ、5条申請を行い、追認許可を受けようとするものです。</p> <p>申請人に対して、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要なこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」23件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡を超える番号11号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題 4. 非農地認定に関する件 11 ページ～15 ページ 15 件	
議 長	<p>次に、議題 4. 「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>12 ページ 番号 5 号につきましては、1 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、1 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんが、今回は出席委員数を最小限にした関係で出席されておられませんので、一括して審議を行います。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 4. 「非農地認定に関する件」15 件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
議題 5. 農地利用変更届出に関する件 16 ページ 1 件	
議 長	<p>次に、議題 5. 「農地利用変更届出に関する件」を審議します。</p> <p>この件につきましては、1 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、1 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんが、今回は出席委員数を最小限にした関係で出席されておられませんので、続けて審議を行います。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5. 「農地利用変更届出に関する件」1 件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題 6. 農用地利用集積計画に関する件
16ページ～40ページ 45件

議	長	<p>次に、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項、番号1から7につきましては、各自お目通しいただきますようお願いいたします。</p>
---	---	--

報 告 事 項	
	1. 裁判所から照会のあった農地等の現況について 37ページ 1件
	2. 法務局から照会のあった農地等の現況について 38ページ～39ページ 2件
	3. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 40ページ～41ページ 2件
	4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 42ページ～45ページ 20件
	5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 46ページ～54ページ 23件
	6. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 55ページ～56ページ 2件
	7. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料2
議 長	<p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時20分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>「農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集」について、ご説明申し上げます。</p> <p>農業委員及び推進委員については、来年4月に任期が終わることから、現在、その手続きについて検討をしておりますので、その概要について、ご説明いたします。</p> <p>農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会法に基づき手続きを進めて行くことから基本的な手続きや流れは、前回と同じになります。</p> <p>まず、農業委員についてですが、定数は、19人で変更はございません。</p> <p>募集は、市内全域を対象に募集を行います。委員の配置はこれまでと同様に、谷山地域3人、吉野・伊敷・吉田・桜島・喜入・松元・郡山地域各2人、中央地域1人、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が1人でございます。</p> <p>なお、農業委員会法により、認定農業者は、10人以上とされております。</p> <p>募集時期は、本年11月を予定しております。</p> <p>今後につきましては、募集の内容をまとめたうえで、10月の各地区の推進協議会において、ご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、10月の総会において、募集要項について、ご説明させていただきたいと存じます。</p> <p>次に、推進委員についてですが、募集時期は、来年2月ごろを予定しておりますことから、今後、運営連絡会と事務局で、募集内容等を整理したうえで、皆様にご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>・令和3年度第7回総会（月例）開催日時は、 10月28日（木）午前10時開会 教育総合センター3階 青年会館</p> <p>新型コロナ関係の状況によっては、変更の可能性もございます。また、ご連絡いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時25分）</p>

鹿児島市農業委員会総会

議 長

議 事 録 署 名 者

1 4 番 委 員

1 5 番 委 員